

夢をかなえる企業応援補助金

中小企業の皆様の創業や新たな産業・雇用の創出を支援します！

【店舗取得、増改築】

○補助率：取得費・増改築費の3%以内

○補助限度額：新築、建売・増改築 500万円（千円未満切捨て）

中古・増改築 300万円（千円未満切捨て）

【店舗賃借料】

○補助率：1/2以内

○補助限度額：月額10万円（千円未満切捨て）

○補助期間：2年間

◆補助対象者

○妙高市内で中小企業を営むかた（法人、個人事業主ともに可）

○妙高市内で創業するかた（法人の設立、個人事業主ともに可）

※個人事業主は住所地も妙高市内のかた ※政治や宗教等、一部の業種を除きます

○新井商工会議所、妙高高原商工会、妙高商工会（以下「商工会議所等」）いずれかの会員であるかた（または速やかに会員となるかた）

○市税を滞納していないかた

○取得または賃借する店舗等の所有者及び所有者の2親等以内の親族の場合、自ら経営に参画する企業等からの取得または賃借の場合は、対象になりません

○3年以上営業を継続することを条件に交付します

◆補助対象経費

<店舗取得、増改築>

	新築物件 ※土地含む	建売物件 ※土地含む	中古物件 ※土地含む
補助率	取得費の3%以内	取得費及び増改築費の3%以内	
限度額	500万円		300万円
雇用加算	新規雇用（妙高市民）1人につき10万円を加算（最大10人）		

<店舗賃借料>

補助期間	2年間
補助率（限度額）	1/2以内（10万円/月）

※他の補助金等を利用する経費は補助対象外となります

※店舗等併用住宅の場合、店舗取得・増改築の補助対象経費は見積書により、店舗等賃借料の補助対象経費は面積按分により、補助額を算出します

※補助金の利用は、補助対象経費ごとに、1つの店舗につき1回に限ります

※詳しくは「妙高市夢をかなえる企業応援補助金交付要綱」をご確認ください。

【受付期間】 令和 5 年 4 月 3 日 (月) から
予算額に達するまで

※受付順に審査を行い、交付の可否をお知らせします。

※予算額に達した時点で受付を終了する予定です。

※店舗取得・増改築の場合、工事完了後、令和 6 年 3 月末までに実績報告書を提出することが必要です。十分ご注意ください。

【受付時間】 平日 9 時～17 時 (12 時～13 時を除く)
※郵送による提出も可能

【受付場所】 妙高市役所 2 階 観光商工課

【手続きの流れ】

- 1 補助金交付申請書を提出する
※新築または増改築は着工まで、建売・中古または賃借は契約後 1 年以内
※店舗取得、増改築における土地は、契約後 1 年以上経過した場合は対象外
■補助金交付申請書 (別記様式第 1 号) ※商工会議所等から会員の証明を受けてください (商工会議所等の証明記入欄)
■事業計画書 (別記様式第 2 号) ■収支予算書 (別記様式第 3 号)
■工事請負契約書の写し (新築、増改築)
■売買契約書の写し (建売・中古、土地取得)
■案内図・平面図 (増改築の場合は工事箇所・面積が分かるもの)
■見積書 (新築・建売、増改築) ■賃貸借契約書の写し (賃借)
■現況写真 ■常用労働者名簿 (該当する場合)
- 2 市から補助金交付決定が通知される
- 3 補助事業に着手
- 4 補助事業完了後、実績報告書を提出する
※営業開始から 1 月以内または当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日まで
■補助金実績報告書 (別記様式第 7 号)
■領収書の写し ■登記事項証明書 (取得・増改築)
■着前・完成写真 ■他補助金の決定通知書の写し (該当する場合)
■建築基準法等の許可証または届出書の写し (必要な場合)
■新規常用労働者の雇用保険加入証の写し (該当する場合)
- 5 市から補助金額の確定が通知される
- 6 補助金の請求書を提出する
- 7 市から補助金が振り込まれる

【お問合せ・申請書提出先】

〒944-8686 妙高市栄町 5 番 1 号

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

ホームページ URL : <https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

E-mail アドレス : kankoshoko@city.myoko.niigata.jp